

「災害時において、議長及び副議長ともに事故等がある場合の対応」案

(災害対策方針等に盛り込む内容)

災害時において、議長及び副議長ともに事故等がある場合は、

- ① 議会運営委員長
- ② 総務委員長
- ③ 保健消防委員長
- ④ 環境経済委員長
- ⑤ 教育未来委員長
- ⑥ 都市建設委員長

の順に、市議会災害対策会議における議長及び副議長の職務を必要最低限の期間に限り代理することとする。

【参考】（仮議長、臨時議長に関する規定）

○仮議長に関する規定

地方自治法

第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

○臨時議長に関する規定

地方自治法

第百七条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

※

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。